

大阪狭山市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年(2021年)1月27日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

上谷元忠

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日
令和3年(2021年)1月14日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等
令和2年12月23日付け大狭監第2049号 公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告
指定管理者 公益財団法人 大阪狭山市文化振興事業団
管理施設 大阪狭山市文化会館
所管グループ 市民生活部 市民協働推進グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおりに

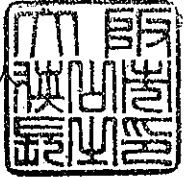


大 狭 法 第 4 3 号
令和 3 年 (2021 年) 1 月 1 4 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様
上 谷 元 忠 様

大阪狭山市長 古 川 照



公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

令和 2 年 1 2 月 2 3 日付け大狭監第 2 0 4 9 号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

・ 監査指摘事項等に対する措置状況

【市民協働推進グループ】

ご指摘のありました、冷蔵庫 3 台が本市備品一覧の記録と一致しなかった件につきましては、大阪狭山市文化会館の管理運営に関する基本協定書第 1 7 条及び第 1 8 条に基づく本市備品等の取扱い及び指定管理者が調達する備品の取扱いが適切でなかったことに起因しておりますため、本市と指定管理者とで協議の上、本市財務規則 (昭和 5 9 年大阪狭山市規則第 2 号) 第 2 4 6 条の事項を遵守し、本市所有備品の保有現況と備品一覧の記載に齟齬が生じないように、適正に処理するものとします。

また、大阪狭山市文化会館にて使用する本市所有備品の今後の管理体制につきましては、上記基本協定書第 1 7 条及び第 1 8 条に基づく取扱いを適切に行い、本市財務規則第 2 4 6 条の事項を遵守し、物品処分調書により決定を行ったのちに処分等を行うことを徹底するとともに、当該施設所在物品の更新に係る指定管理者との

連絡を密とし、管理体制の強化を図ります。